

令和5年度下請取引等実態調査の結果について

1. 調査の概要

- ・調査目的: 建設工事における元請負人と下請負人との下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施
- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・一般許可、知事特定・一般許可)から無作為に抽出した **12,000 業者**
 ※本調査は、下請契約における元請負人(注文者)の不適正な行為に関する実態把握を目的としているため、知事許可建設業者に関しては、資本金1千万円以上の建設業者が対象
 ※福島県の一部市町村の地域に主たる営業所(本社等)を有する建設業者は調査対象外。
- ・調査方法: 郵送による書面調査(令和5年7月26日～令和5年10月23日)
- ・調査内容: 元請負人と下請負人の間及び発注者(施主)と元請負人との取引の実態等、見積方法(法定福利費、労務費、工期)の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能労働者への賃金支払状況 等
- ・調査対象期間: 令和4年7月1日～令和5年6月30日における取引
- ・回収業者数: **9,251 業者**(回収率 77.1%)
- ・集計対象業者数: **9,136 業者**(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(**115 業者**)を除いた者)

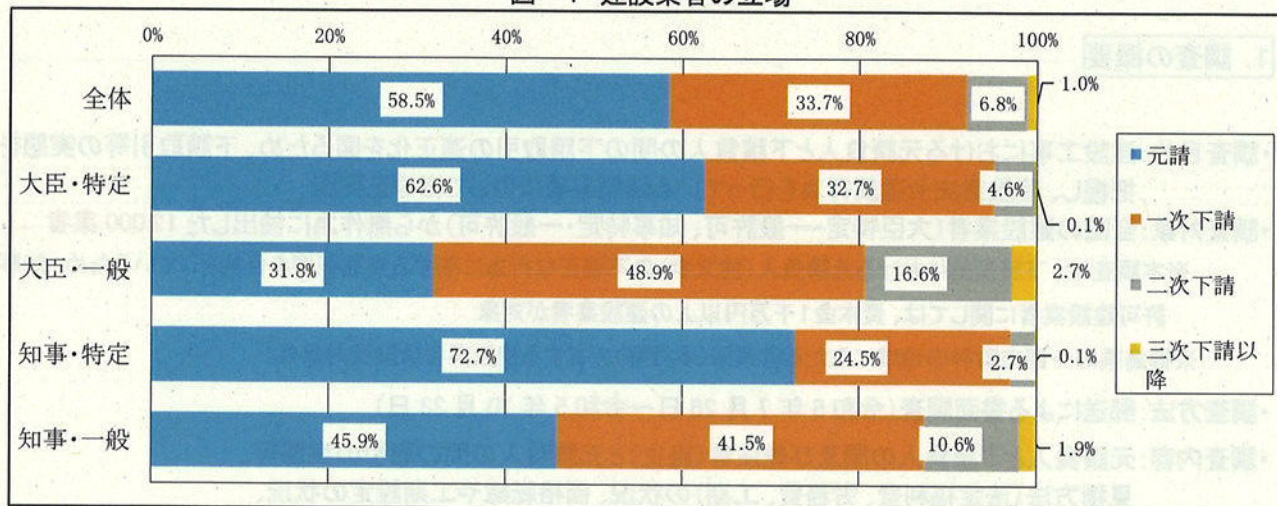
表-1 許可区分別回収率・集計対象業者数

許可区分	調査対象業者数 ①	回収業者数 ②	建設工事を下請負人に発注した実績がある	建設工事を下請負人に発注した実績がない	既に事業活動を終了した建設業者 ③	回収率 ②/①	集計対象業者数 ②-③
大臣・特定	1,200	1,049	1,008	35	6	87.4%	1,043
大臣・一般	300	240	204	33	3	80.0%	237
知事・特定	4,740	3,785	3,499	255	31	79.9%	3,754
知事・一般	5,760	4,177	2,902	1,200	75	72.5%	4,102
計	12,000	9,251	7,613	1,523	115	77.1%	9,136

○回答業者の主な立場

特定建設業者は元請の割合が高く、一般建設業者は下請の割合が高くなっています。(図-1)

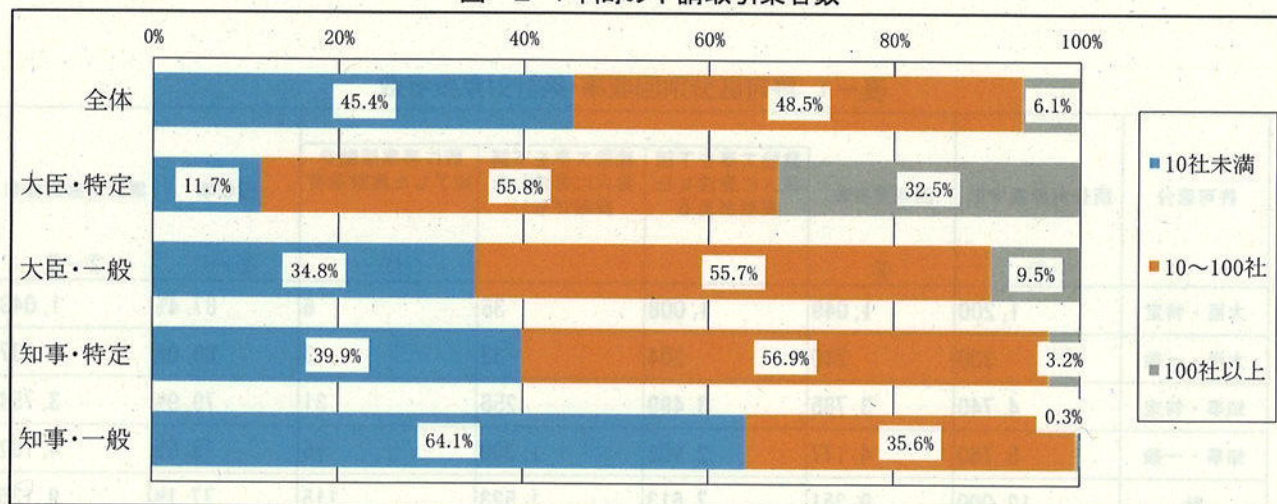
図-1 建設業者の立場



○取引業者数について

1年間に下請取引した会社数について、大臣特定建設業者においては88.3%が取引業者数10社以上でした。一方、知事一般建設業者においては、64.1%が取引業者数10社未満でした。(図-2)

図-2 1年間の下請取引業者数



2. 調査結果

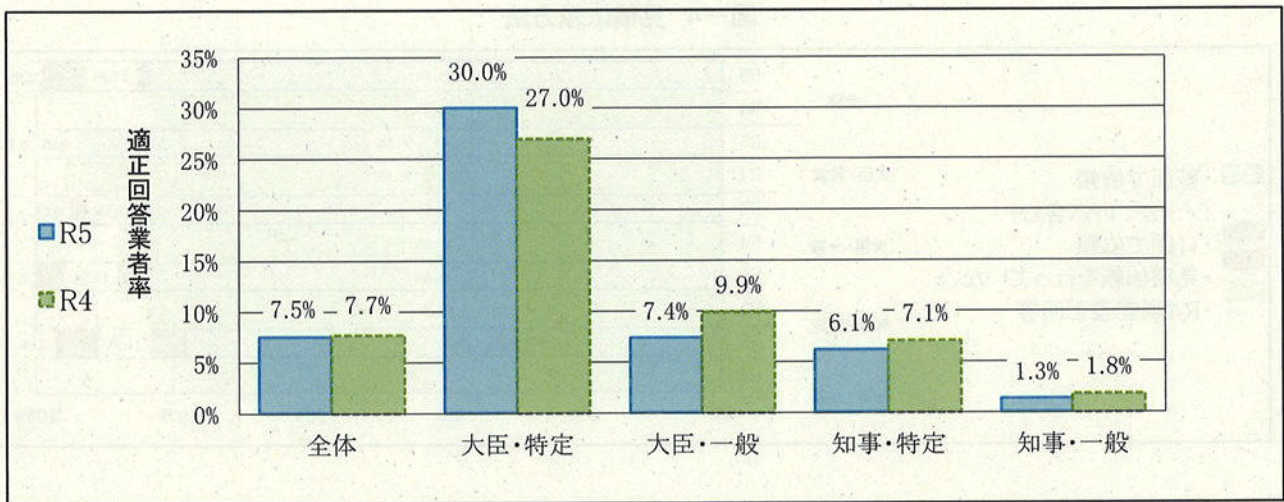
2.1 建設業法の遵守状況(概要)

元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことのある **7,613 業者**のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者(以下「適正回答業者」という。)は、**570 業者(7.5%)**(以下「適正回答業者率」という。)でした。

許可区分別でみると、大臣特定建設業者の適正回答業者率が最も高く(**30.0%**)、知事一般建設業者が最も低い(**1.3%**)結果となりました。(図-3(a))

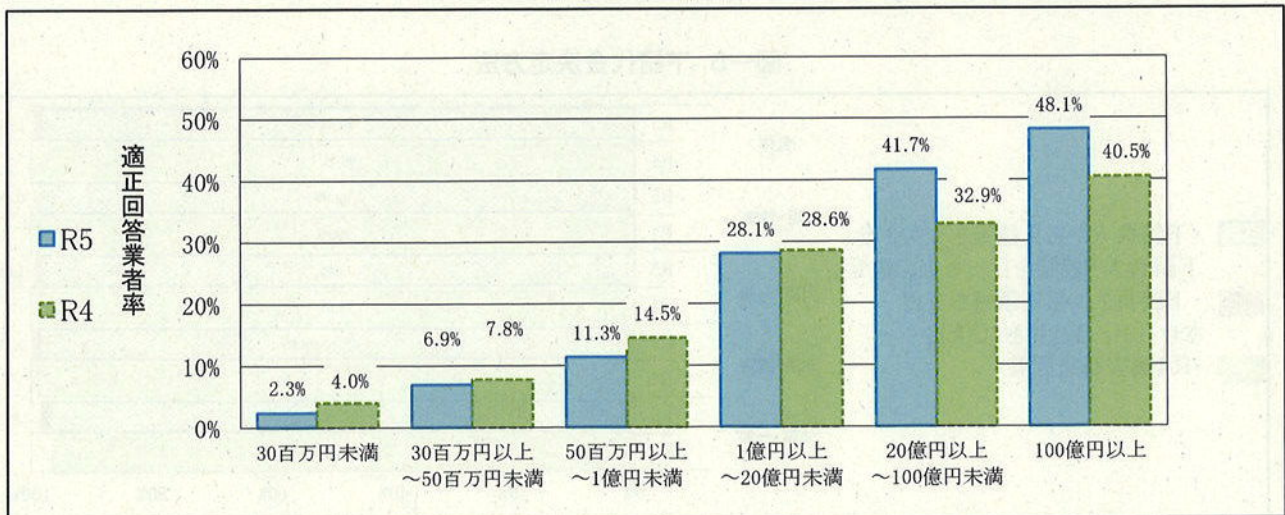
図-3 適正回答業者の割合

(a) 許可区分別



資本金階層別でみると、資本金階層が大きくなるほど適正回答業者率が高くなる傾向にあります。(図-3(b))

(b) 資本金階層別



2.2 建設業法の遵守状況(項目別)

以下のグラフにおいて、青色は「適正回答率」、赤色は「不適正回答率」、緑色は「R4 調査適正回答率」を示します。なお、茶色は是正措置の指導対象外の調査項目です。

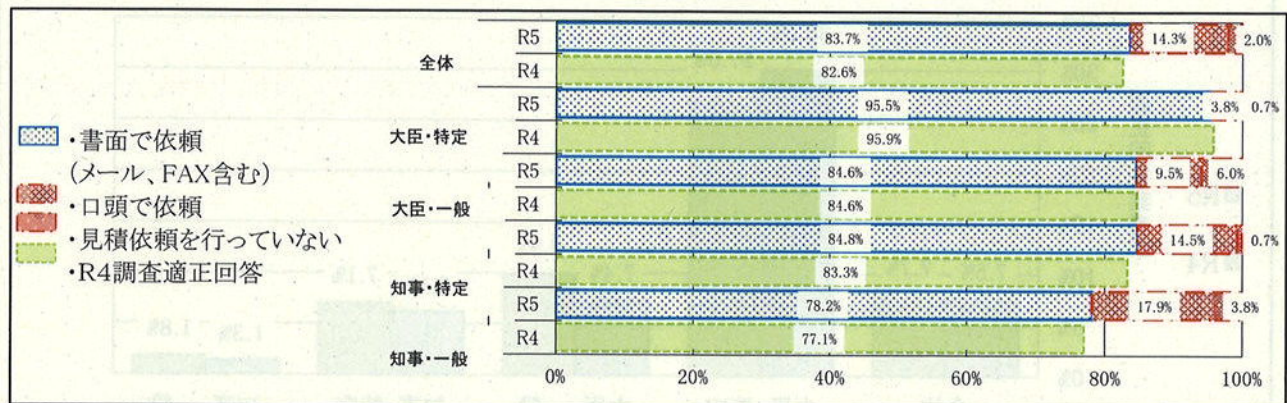
I 下請負人との見積りや下請代金の決定方法について

(1) 見積り依頼方法

見積りを依頼する際には、下請契約の具体的な内容を示すことが必要であり、「書面」でその内容を示すべきとされています。

「書面」で見積り依頼している建設業者は 83.7%(昨年度 82.6%)にとどまり、約 2 割が書面による見積り依頼を行っていない状況でした。(図-4)

図-4 見積り依頼方法

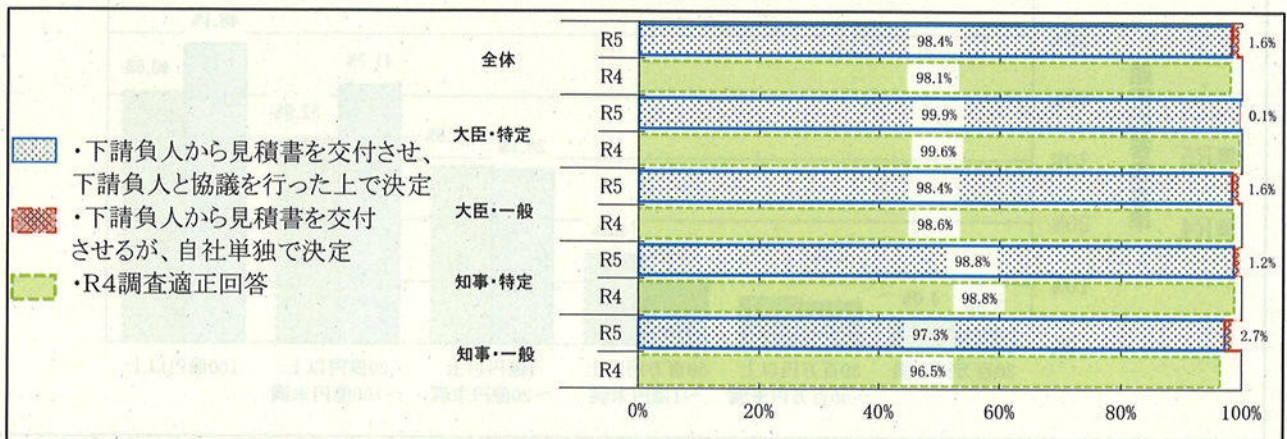


(2) 下請代金決定方法

下請契約を締結する際には、下請負人から見積書を交付させ、元請負人と下請負人双方が十分な協議を行うことが必要です。

見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で下請代金を決定している建設業者は 98.4%(昨年度 98.1%)と、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-5)

図-5 下請代金決定方法

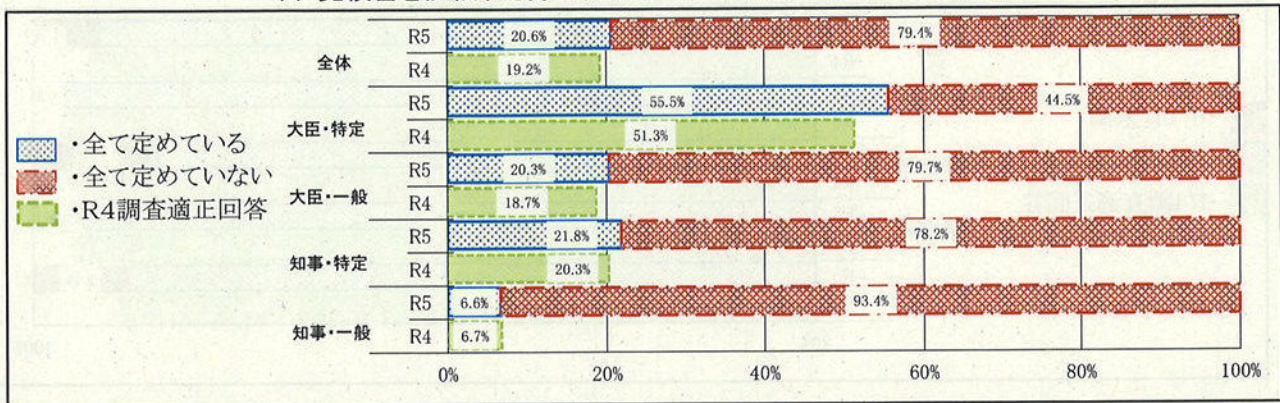


(3)見積りを依頼する際に提示している内容

見積りを依頼する際には、契約書に記載すべき15項目のうち請負代金の額を除いた14項目について、できる限り具体的な内容を提示しなければなりません。

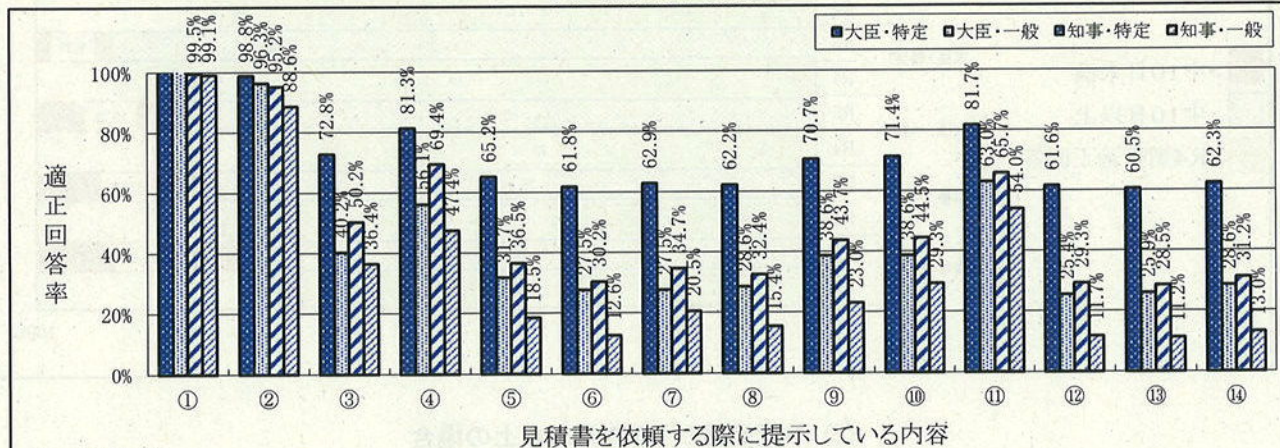
必要な項目を全て提示している建設業者は 20.6%(昨年度 19.2%)であり、約 8 割が必要な項目を提示していませんでした。最も高い大臣特定建設業者においても 55.5%(昨年度 51.3%)と 4 割以上が適正回答ではなく、昨年度と同様に許可区分にかかわらず必要な項目を提示していない建設業者の割合が多くみられました。(図-6(a))

図-6 見積書を依頼する際に提示している内容
(a) 見積書を依頼する際に提示すべき項目を全て定めている割合



また、項目別にみると「①工事内容」、「②工期」については、許可区分にかかわらず概ね提示されている状況ですが、それ以外の項目については、提示されている割合が低い状況でした。(図-6(b))

(b) 項目別の割合



見積書を依頼する際に提示している内容

- ① 工事内容
- ② 着工及び完工の時期
- ③ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ④ 請負代金の前金払又は出来高払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 設計変更、着工の延期又は工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びこれらの算定方法に関する定め
- ⑥ 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 第三者損害の賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 支給材料、貸与品の内容及び方法に関する定め
- ⑩ 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

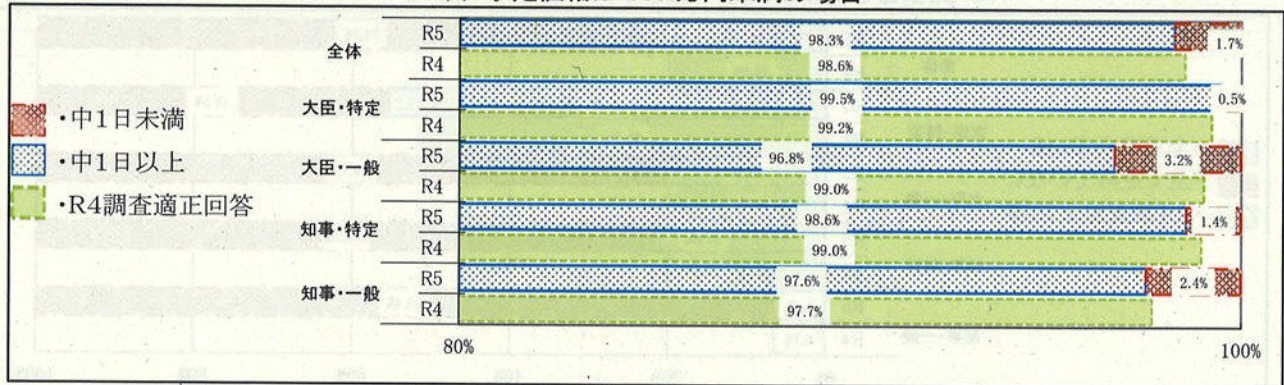
(4)見積期間

建設工事の見積依頼をする際には、予定価格に応じた見積期間を適正に定めなければなりません。

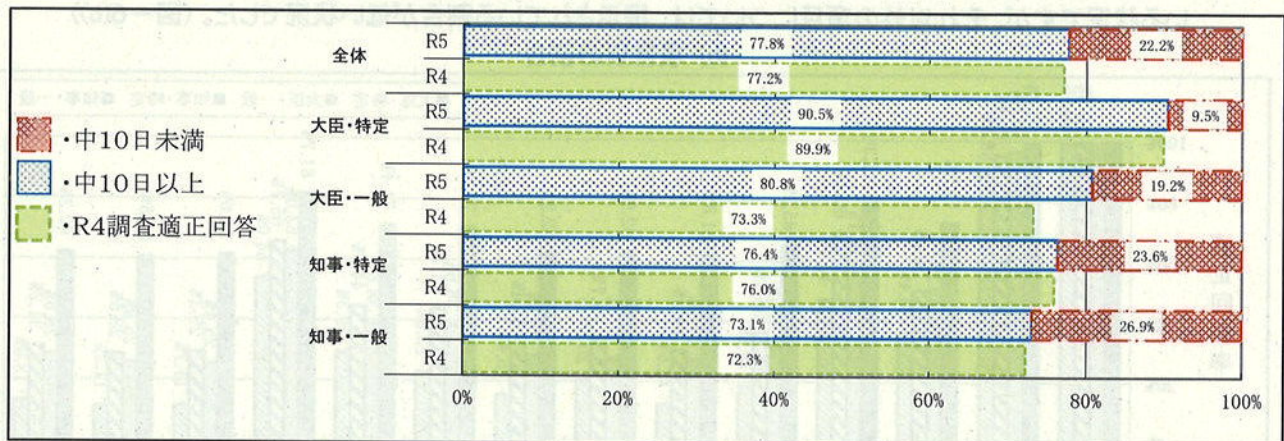
予定価格が 500 万円未満の場合には、98.3%(昨年度 98.6%)と、昨年度同様に概ね適正な見積期間を設けている状況ですが(図-7(a))、予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合には 77.8%(昨年度 77.2%)、5,000 万円以上の場合には 78.9%(昨年度 77.7%)と、約 2 割が適正な見積期間を設けていない状況でした。(図-7(b)、(c))

図-7 見積期間

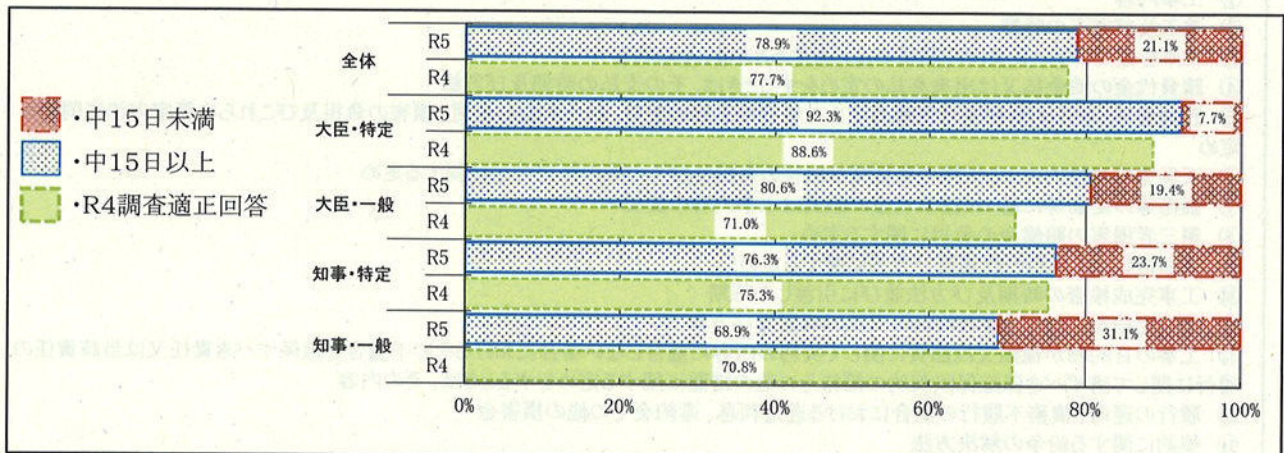
(a) 予定価格が 500 万円未満の場合



(b) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合



(c) 予定価格が 5,000 万円以上の場合



II 下請契約の締結方法

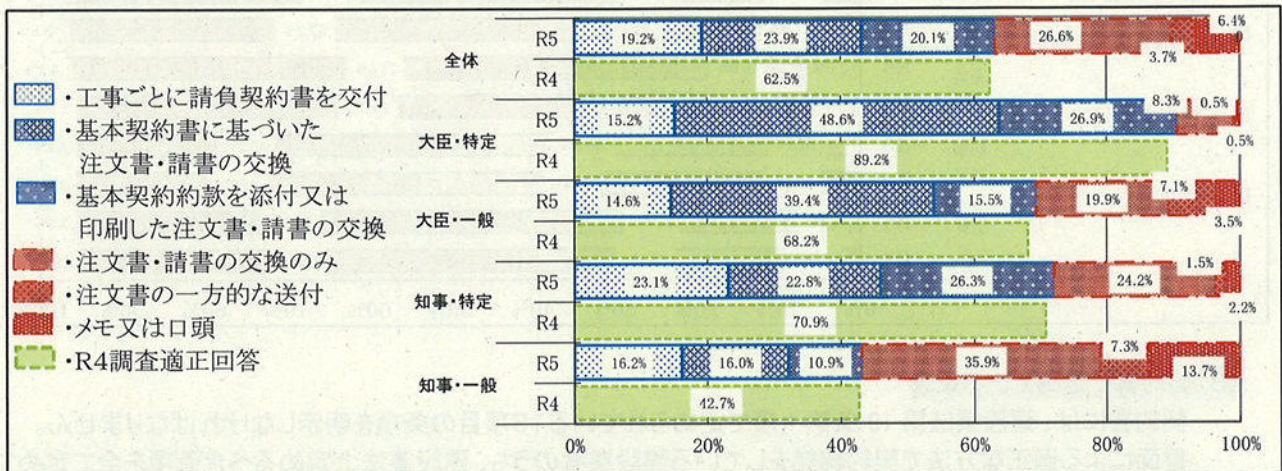
(1) 契約方法

建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとに請負契約書を相互に交付しなければなりません。また、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要です。

全体の適正回答率は **63.2%**(昨年度 **62.5%**)となっており、大臣特定建設業者においては、**約 9 割**が適正に契約締結をしています。知事一般建設業者に至っては**約 4 割**まで低下する状況でした。

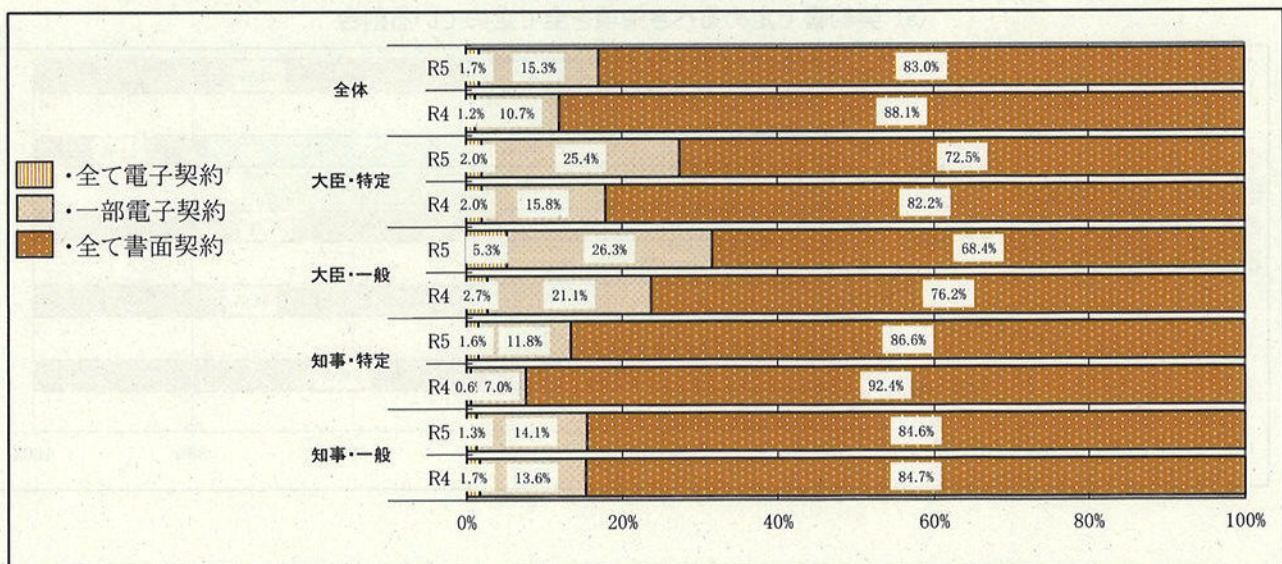
特に、知事一般建設業者においては、**13.7%**(昨年度 **14.9%**)が「メモ又は口頭」による契約をしているなど、一定の要件を満たした書面による契約が徹底されていない状況でした。(図-8(a))

図-8 契約方法
(a) 契約の締結方法



請負契約を締結する際に、一部でも電子で契約を行っている建設業者は **17.0%**(昨年度 **11.9%**)となっており、電子契約を行っている建設業者の増加が見られました。(図-8(b))

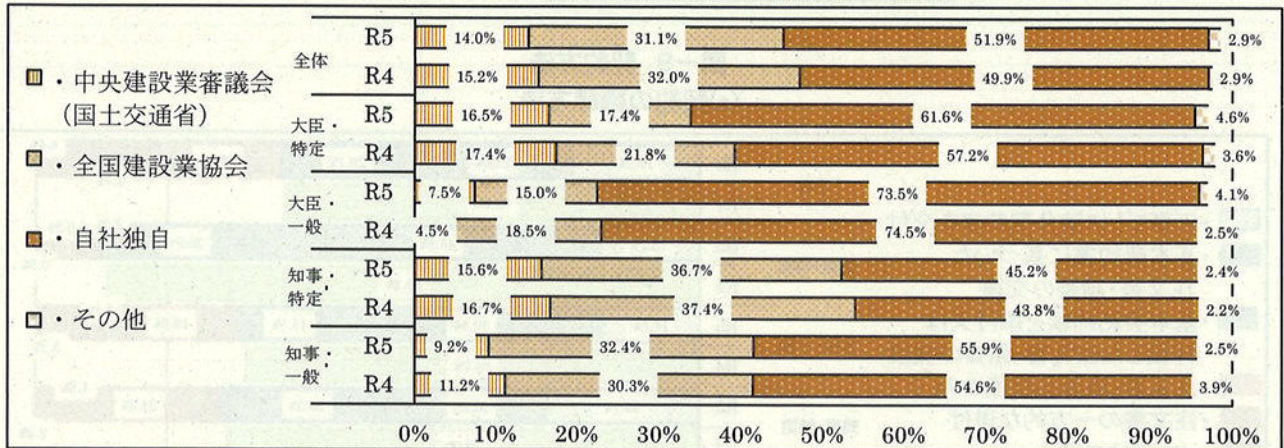
(b) 電子契約の状況



(2) 契約に使用している約款・契約書

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、国土交通省(中央建設業審議会)が作成した最新の建設工事標準下請契約約款を契約に使用している建設業者は全体で 14.0%(昨年度 15.2%)であり、自社独自のものを使用している建設業者が全体で 51.9%(昨年度 49.9%)と最も高い割合となっています。(図-9)

図-9 契約に使用している約款
(適正な方法で契約締結している建設業者が集計対象)



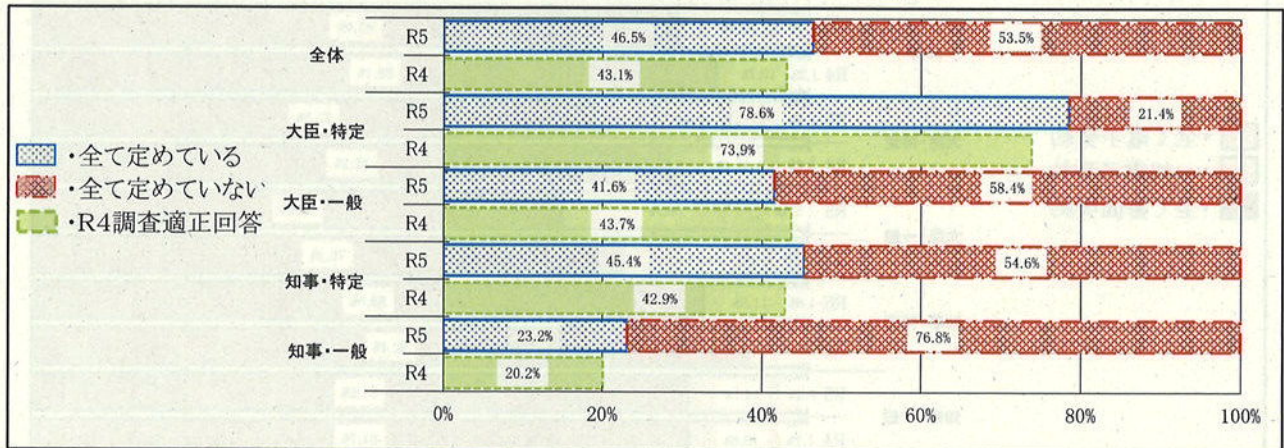
(3) 契約書で定めている条項

契約書には、建設業法第19条第1項で定められている15項目の条項を明示しなければなりません。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、建設業法上定めるべき条項を全て定めているのは、46.5%(昨年度 43.1%)と昨年度と概ね同じ状況であり、最も高い大臣特定許可業者においても78.6%(昨年度 73.9%)と約2割が、知事一般許可業者に至っては23.2%(昨年度 20.2%)にとどまり約8割が、必要な条項を全て定めていない状況でした。(図-10(a))

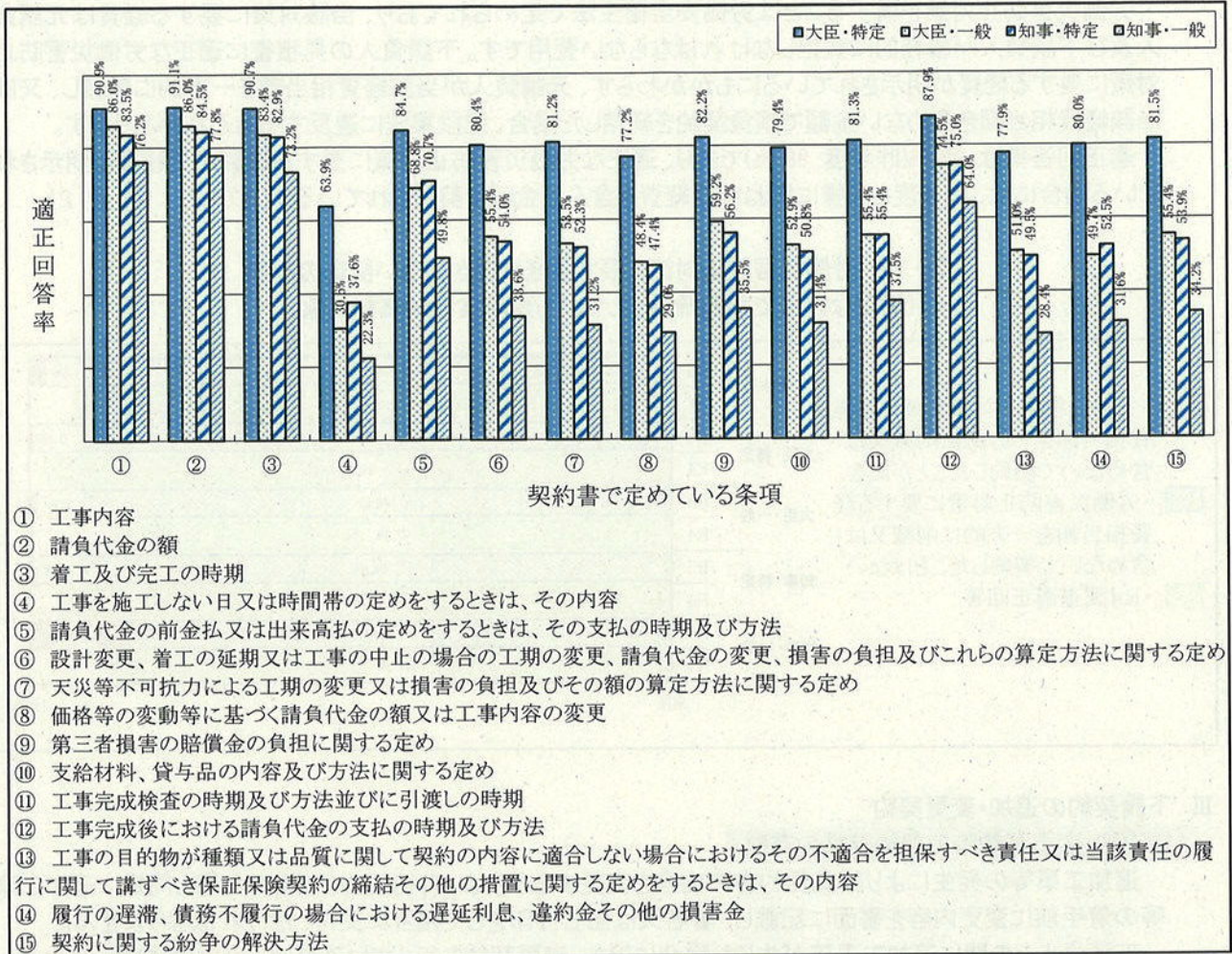
図-10 契約書で定めている条項 (適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)

(a) 契約書で定めるべき条項を全て定めている割合



また、契約条項別にみると、「①工事内容」、「②請負代金」、「③工期」の項目については、許可区分にかかわらず概ね定められている状況ですが、それ以外の項目については、大臣特定建設業者以外の区分において定めている割合が低い状況でした。(図-10(b))

(b) 条項別の割合

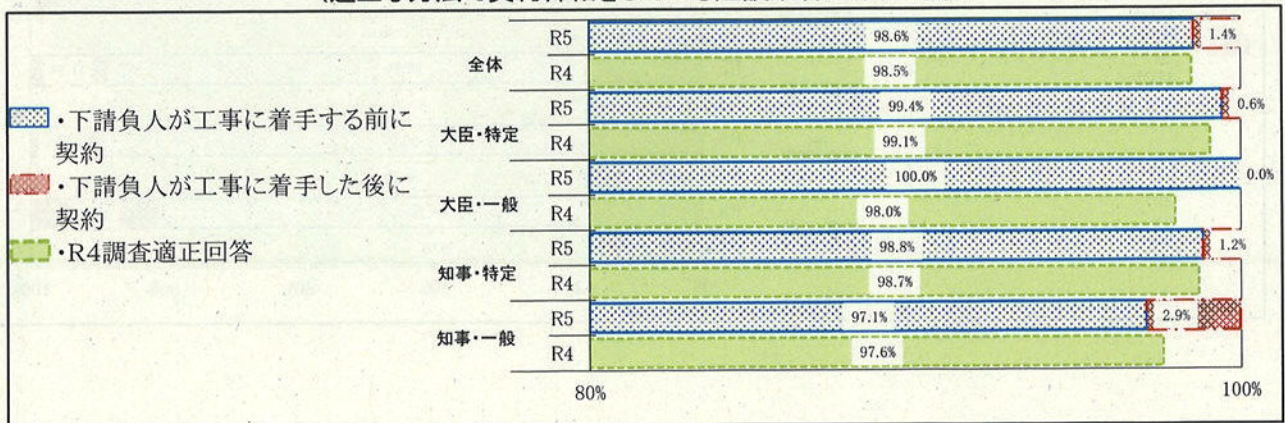


(4) 契約締結時期

契約の締結は、下請工事の着手前までに行う必要があります。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、「工事に着手する前に契約」している建設業者は 98.6%(昨年度 98.5%)と、昨年度と同様に概ね適正な時期に行われていました。(図-11)

図-11 契約締結時期
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)

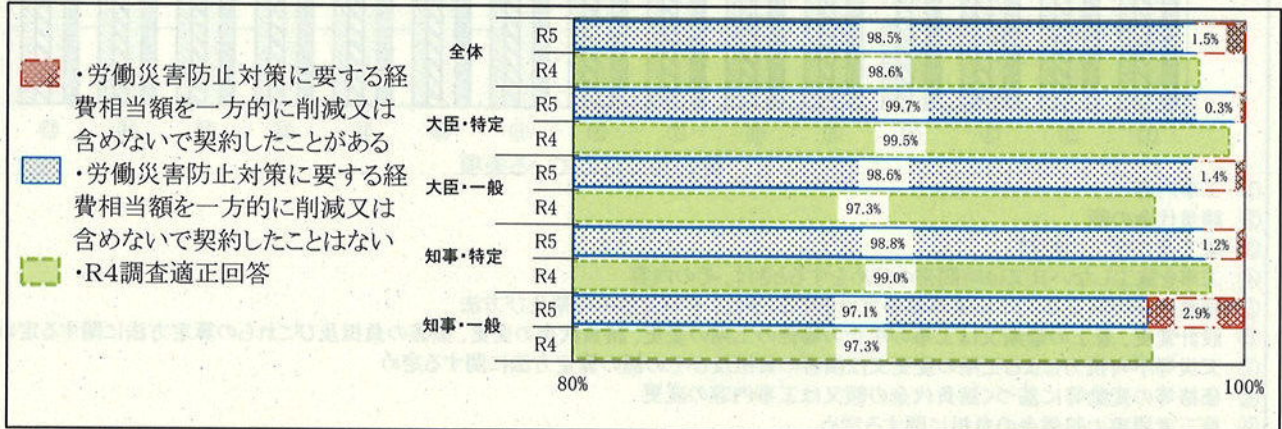


(5)労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無

労働災害防止対策を講ずることは労働安全衛生法で定められており、当該対策に要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用です。下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人が当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあります。

適正回答率は 98.5%(昨年度 98.6%)であり、適正な労働災害防止対策に要する経費が見積書に明示されている場合には、昨年度と同様に概ね当該経費を含んだ金額で契約されている状況でした。(図-12)

図-12 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)



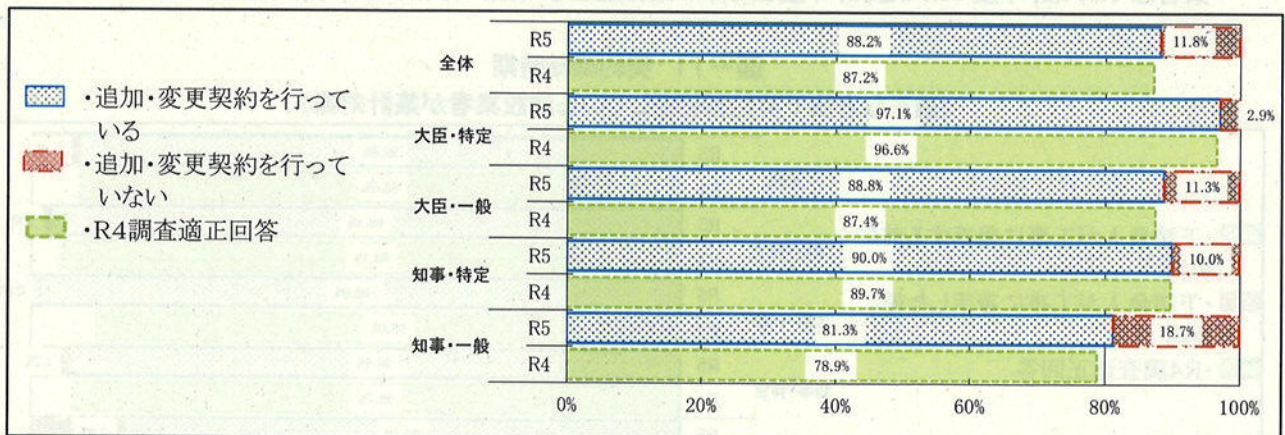
Ⅲ 下請契約の追加・変更契約

(1)追加・変更契約時の契約締結の有無

追加工事等の発生により請負契約書の内容を変更するときは、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着手前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

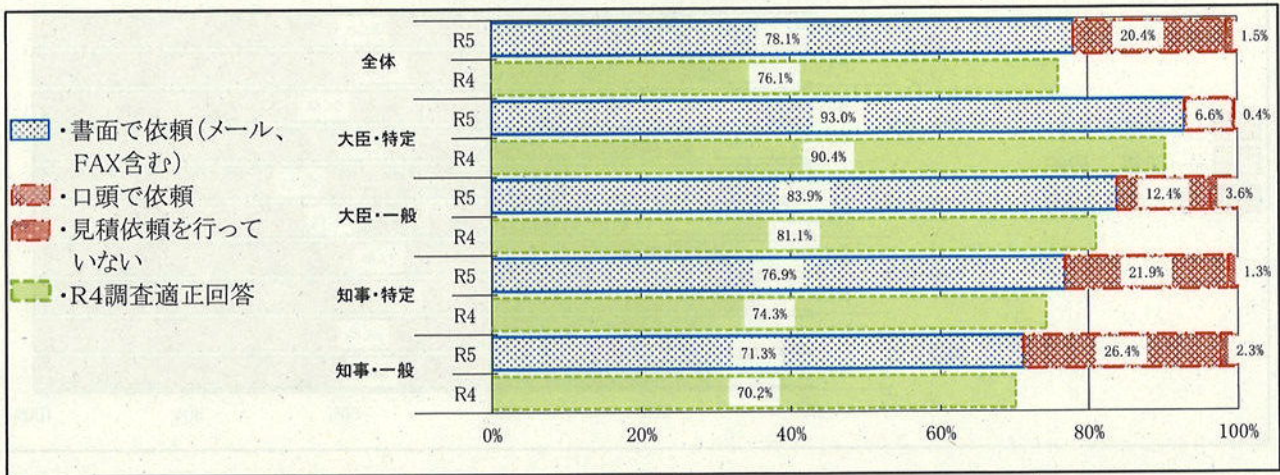
下請負人との間に追加工事等が生じた場合に追加・変更契約を行っているのは、88.2%(昨年度 87.2%)と、昨年度と同様に概ね適正な結果となりました。(図-13(a))

図-13 追加・変更契約
(a) 追加・変更契約時の契約締結の有無



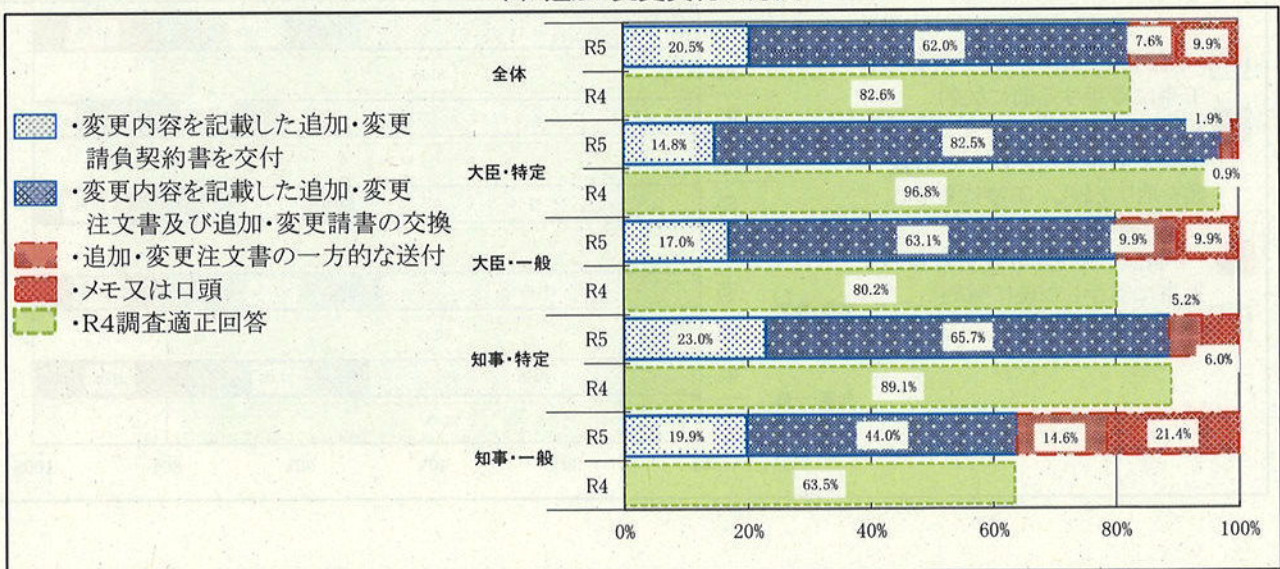
追加・変更契約の見積依頼方法については、「書面で依頼」している建設業者は 78.1%(昨年度 76.1%)にとどまり、約 2 割が追加・変更契約に際して書面による見積依頼を行っていない状況でした。(図-13(b))

(b) 追加・変更契約の見積依頼方法
(追加・変更契約をしている建設業者が集計対象)



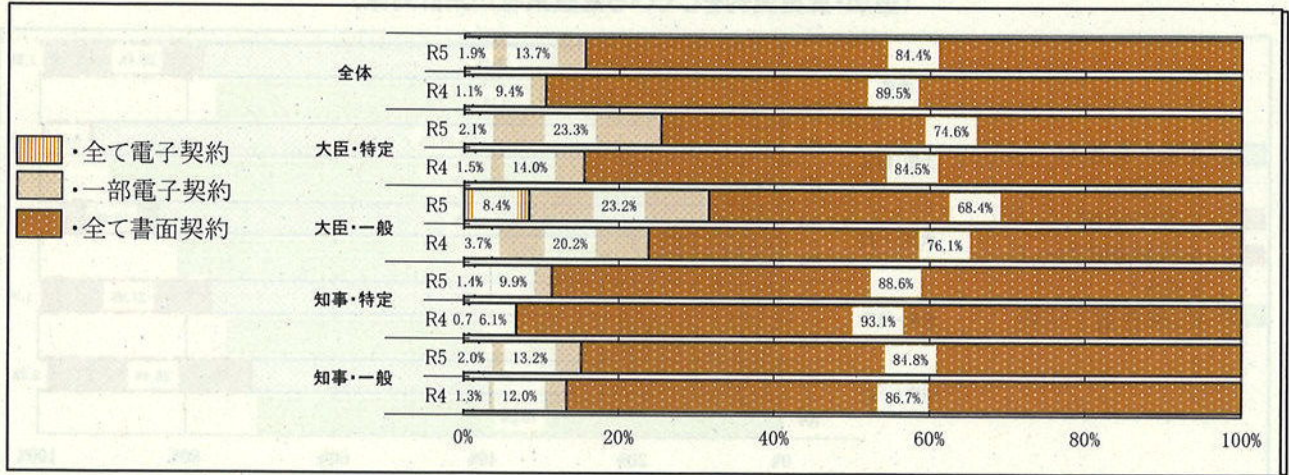
追加・変更契約の方法については、一定の要件を満たした書面による契約を行っている建設業者は 82.5%(昨年度 82.6%)にとどまり、約 2 割が一定の要件を満たした書面による追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(c))

(c) 追加・変更契約の方法



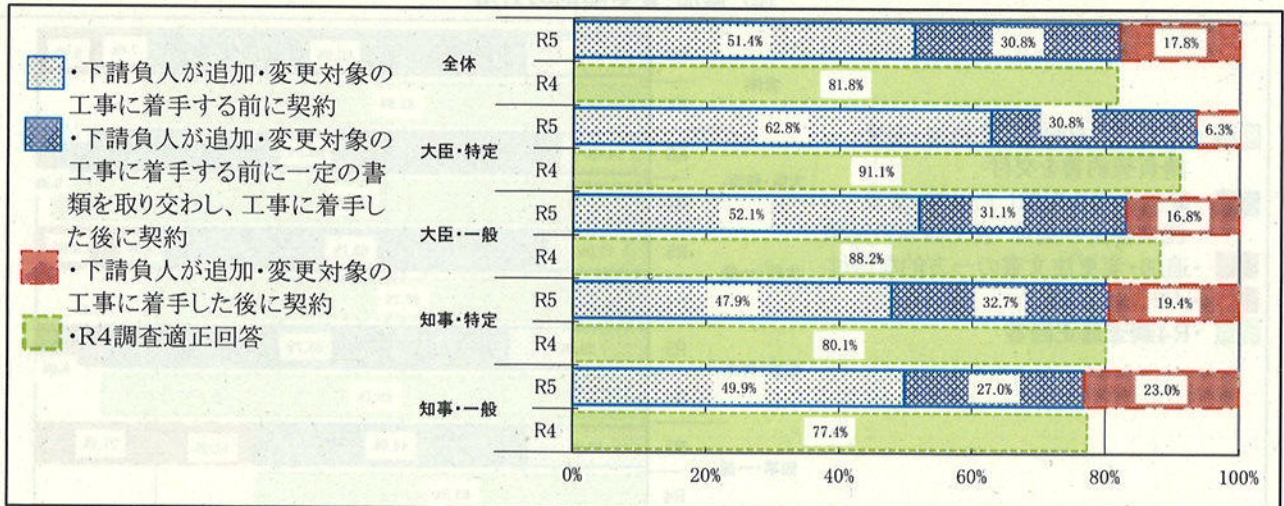
追加・変更契約を締結する際に、一部でも電子で契約を行っている建設業者は 15.6% (昨年度 10.5%) となっており、電子契約を行っている建設業者の増加が見られました。(図-13(d))

(d) 追加・変更時の電子契約の状況



また、追加・変更契約の時期については、追加・変更対象の工事に着手する前に契約している建設業者は 82.2%(昨年度 81.8%)と約 2 割が追加・変更対象の工事の着手前に追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(e))

(e) 追加・変更契約の時期



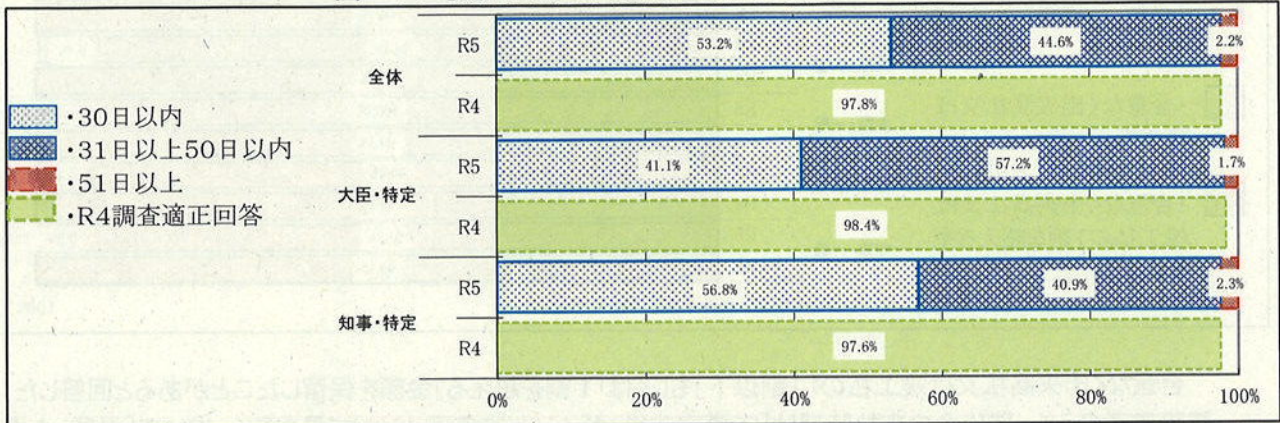
IV 下請代金の支払期間・方法

(1) 引渡しの申し出があつてから支払までの期間

特定建設業者は、下請負人からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

支払期間が50日以内である特定建設業者は97.8%(昨年度97.8%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-14)

図-14 引渡しの申し出があつてから支払までの期間

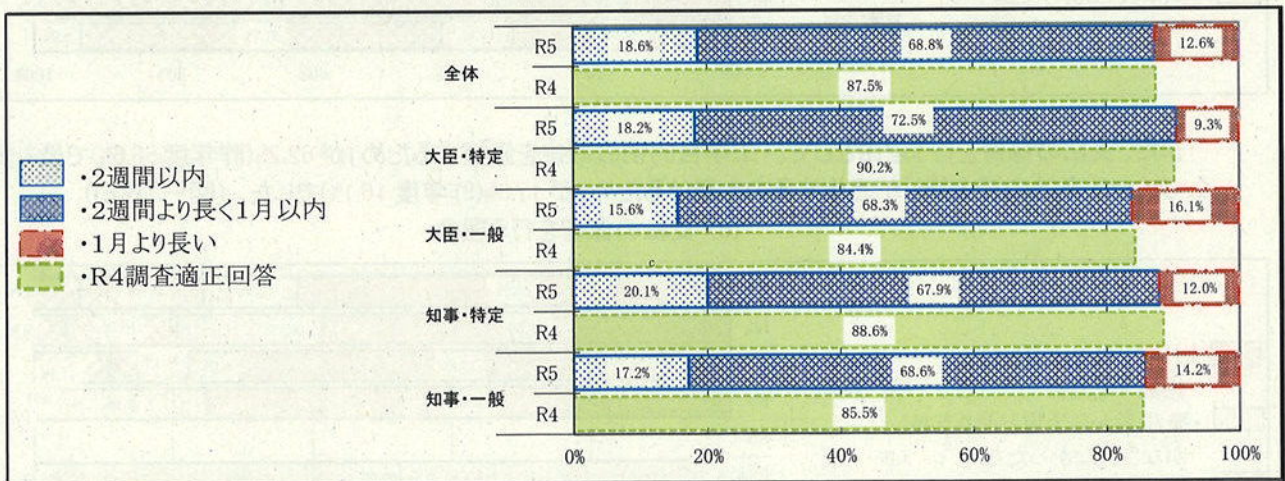


(2) 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1月以内に支払わなければなりません。

支払期間が1月以内である建設業者は87.4%(昨年度87.5%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-15)

図-15 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

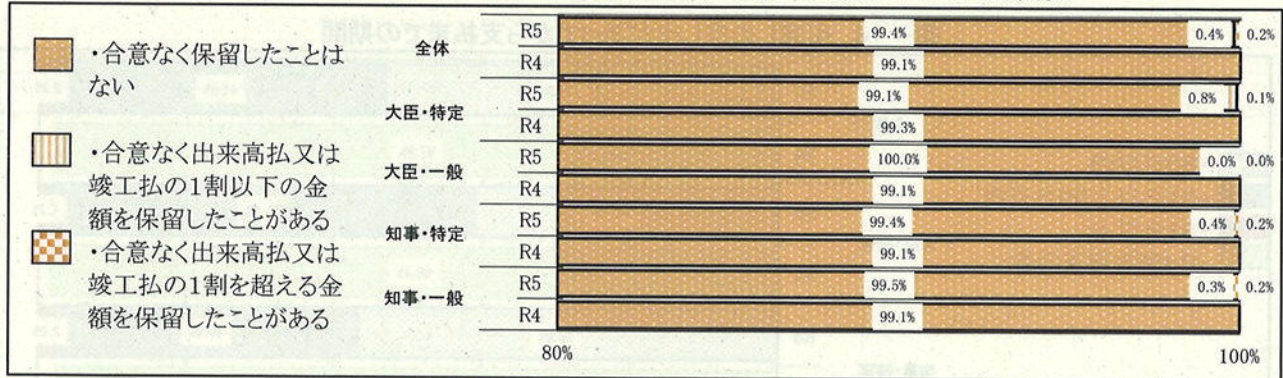


(3) 出来高払

下請負人に対し、下請負人との合意なく支払の保留を行ったことがあるかについて、「合意なく保留したことはない」と回答した建設業者が 99.4%(昨年度 99.1%)と、ほとんどの建設業者が合意なく支払保留していない状況でした。(図-16(a))

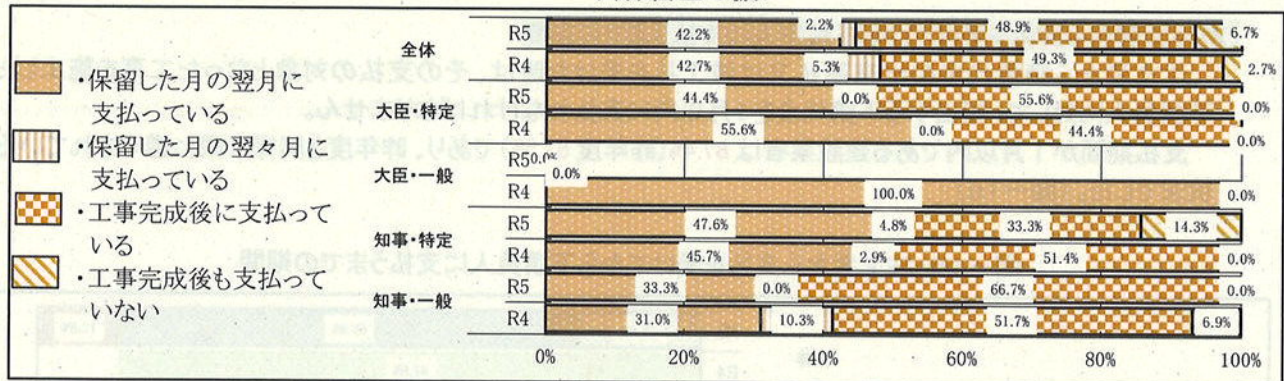
図-16 合意なき支払保留の有無

(a) 注文者からの出来高払の有無にかかわらず下請負人への出来高払



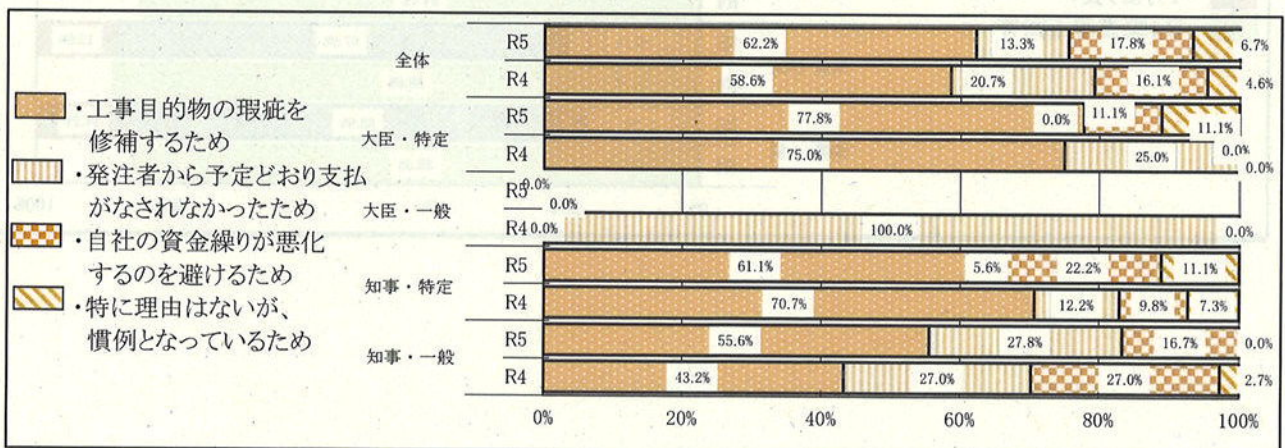
合意なく出来高払又は竣工払の「1割以下」もしくは「1割を超える」金額を保留したことがあると回答した建設業者のうち、残代金の支払時期は「工事完成後」が 48.9%(昨年度 49.3%)で最も多く、次いで「保留した月の翌月」が 42.2%(昨年度 42.7%)でした。(図-16(b))

(b) 保留金の扱い



また、支払の保留を行う理由として、「工事目的物の瑕疵を修補するため」が 62.2%(昨年度 58.6%)で最も多く、次いで「自社の資金繰りが悪化するのを避けるため」が 17.8%(昨年度 16.1%)でした。(図-16(c))

(c) 支払の保留を行う理由

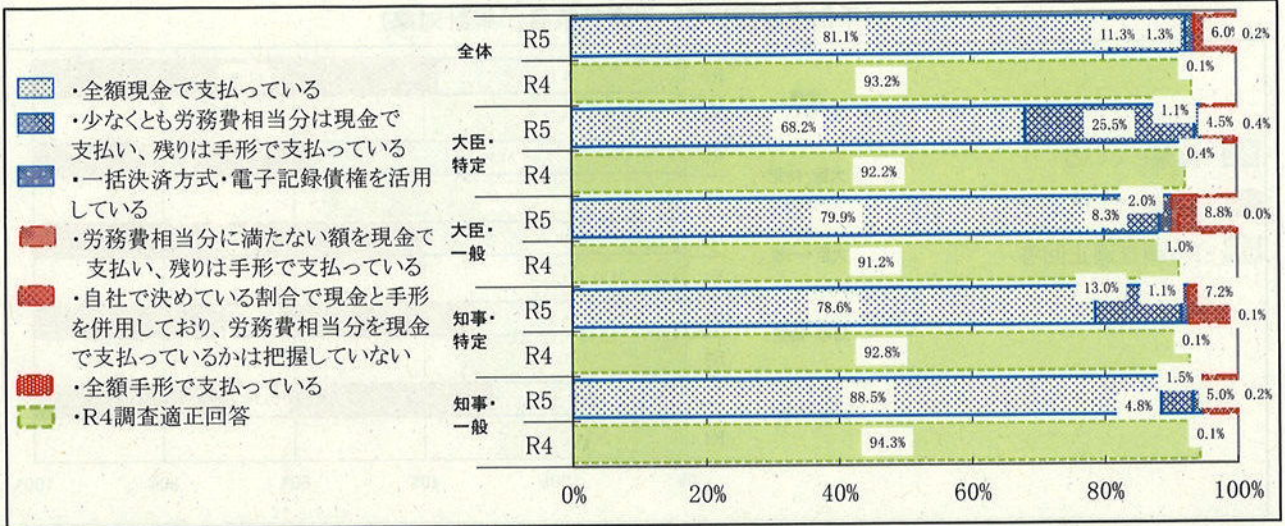


(4) 支払手段

請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとしなくてはなりません。

「全額現金で支払っている」、「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」、又は「一括決済方式・電子記録債権を活用している」と回答した建設業者は 93.7% (昨年度 93.2%) であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-17)

図-17 支払手段

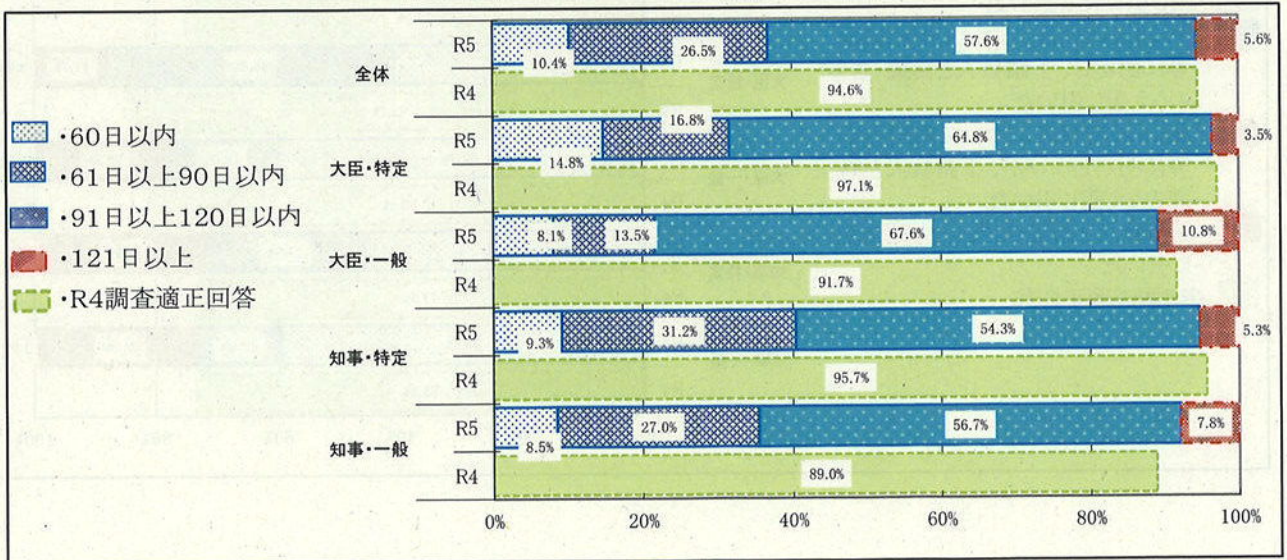


(5) 手形期間

特定建設業者は、下請負人が資本金 4,000 万円未満の一般建設業者である場合における下請代金の支払いについて、手形期間が 120 日を超える長期手形の交付は「割引を受けることが困難である手形の交付」として建設業法に違反するおそれがあります。また、一般建設業者についても手形期間が 120 日を超えない手形を交付することが望ましいとされています。

手形期間が 120 日を超えない手形を交付している建設業者は、94.4% (昨年度 94.6%) であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-18)

図-18 手形期間
(手形を設定している建設業者が集計対象)

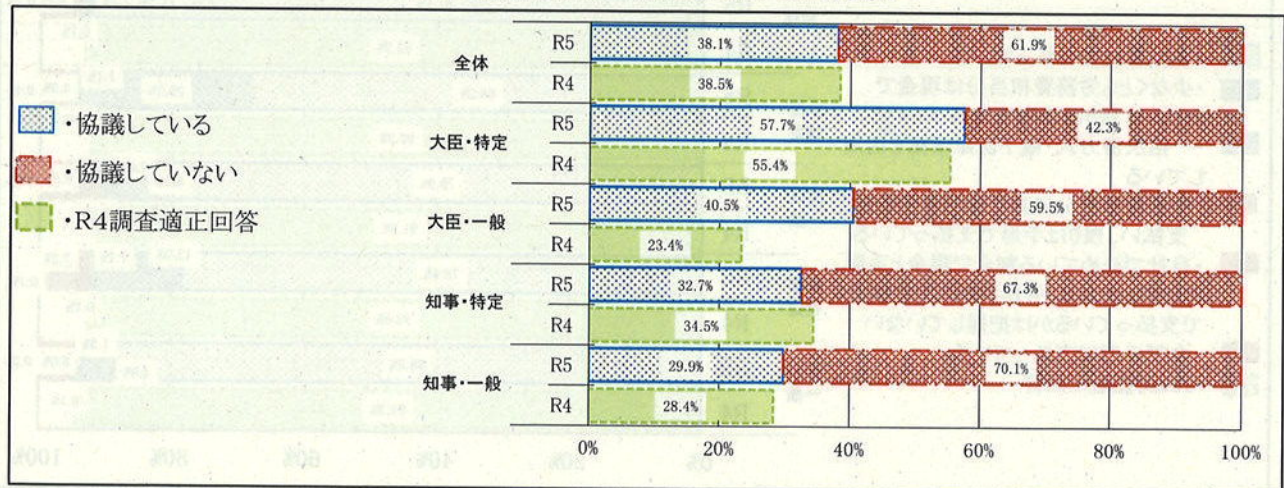


(6) 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議

手形を現金化する際の割引料等のコスト負担については、下請負人の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定しなければなりません。

適正回答率は 38.1%(昨年度 38.5%)で、未だ約 6 割が下請負人との十分なコスト負担の協議を経ないまま下請代金を決定している状況でした。(図-19)

図-19 手形の協議
(手形を設定している建設業者が集計対象)

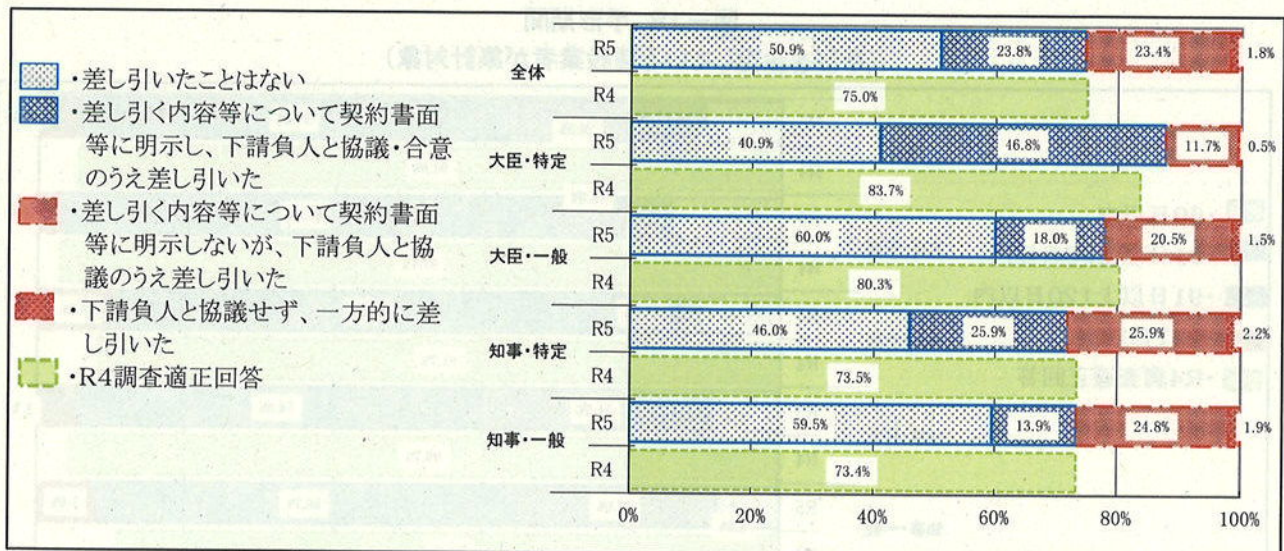


(7) 赤伝処理

下請代金の支払時に諸費用を差し引く(相殺する)行為は赤伝処理と呼ばれています。赤伝処理を行う際には、差し引く内容や根拠等について、あらかじめ下請負人と協議・合意し、見積条件や契約書面に明示されていなければなりません。

適正回答率は 74.7%(昨年度 75.0%)と昨年度とほぼ同じであり、引き続き約 2~3 割の建設業者が適正な手続きを経ないまま諸費用を差し引いているという状況でした。(図-20)

図-20 赤伝処理



V 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

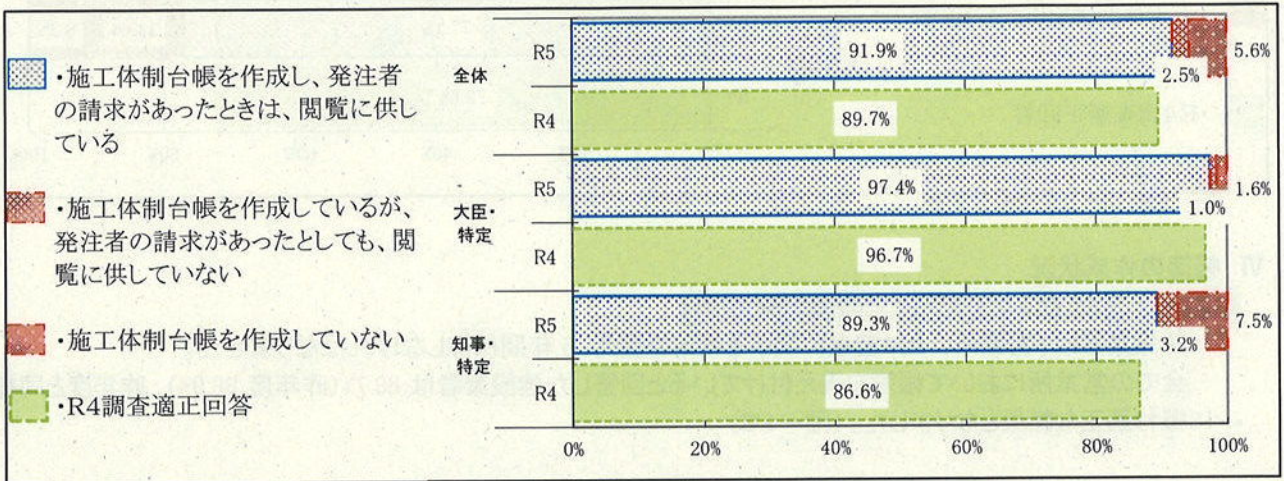
(1) 施工体制台帳・施工体系図

特定建設業者は、発注者から直接工事を請け負った民間工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上※となる時は、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

施工体制台帳の作成については、民間工事で91.9%(昨年度89.7%)と、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-21(a))

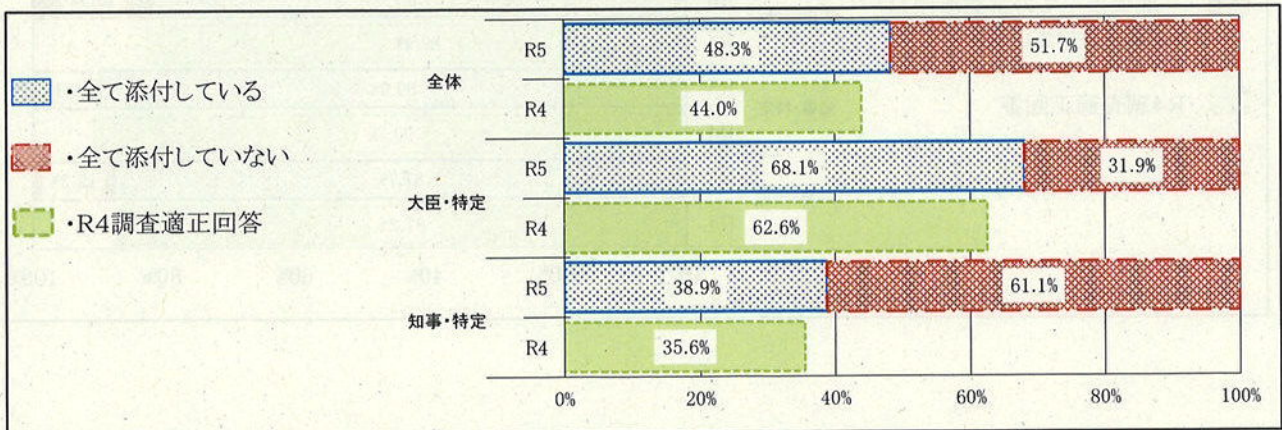
※令和5年1月1日施行の「建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)」により、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)から4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)に引き上げられました。

図-21 (a) 施工体制台帳(民間工事)



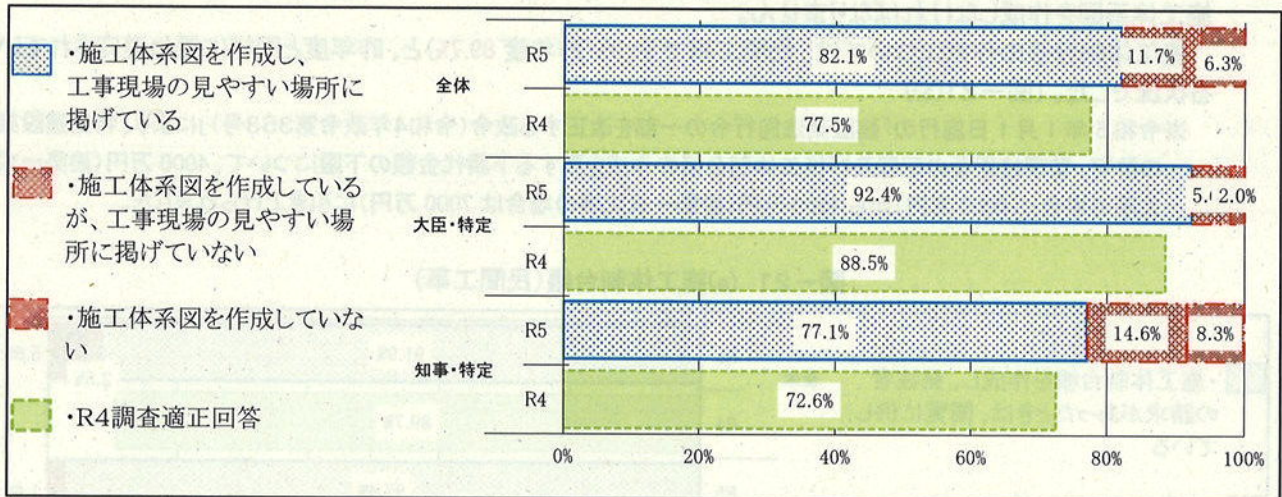
一方、定められた書類を全て添付している建設業者は、民間工事48.3%(昨年度44.0%)で、約5割の建設業者が添付書類の不足又は何も添付していない傾向が多い状況でした。(図-21(b))

(b) 施工体制台帳の添付書類(民間工事)
(施工体制台帳を作成している建設業者が集計対象)



施工体系図の作成・掲示については、民間工事では 82.1%(昨年度 77.5%)と約 2 割が遵守されていない状況でした。(図-22)

図-22 施工体系図(民間工事)



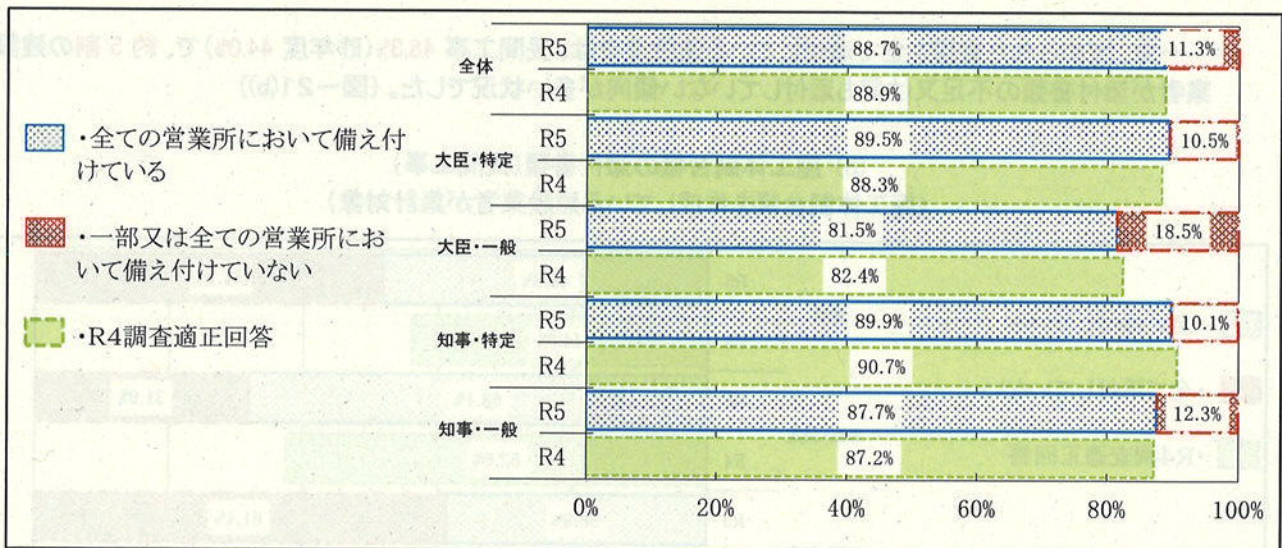
VI 帳簿の作成状況

(1) 営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け

建設業者は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

全ての営業所において帳簿を備え付けていると回答した建設業者は 88.7%(昨年度 88.9%)、昨年度と同様に概ね適正な結果となりました。(図-23)

図-23 帳簿の備え付けの状況



Ⅶ 元請負人として行っている下請負人への指導状況

(1) 下請負人への指導について

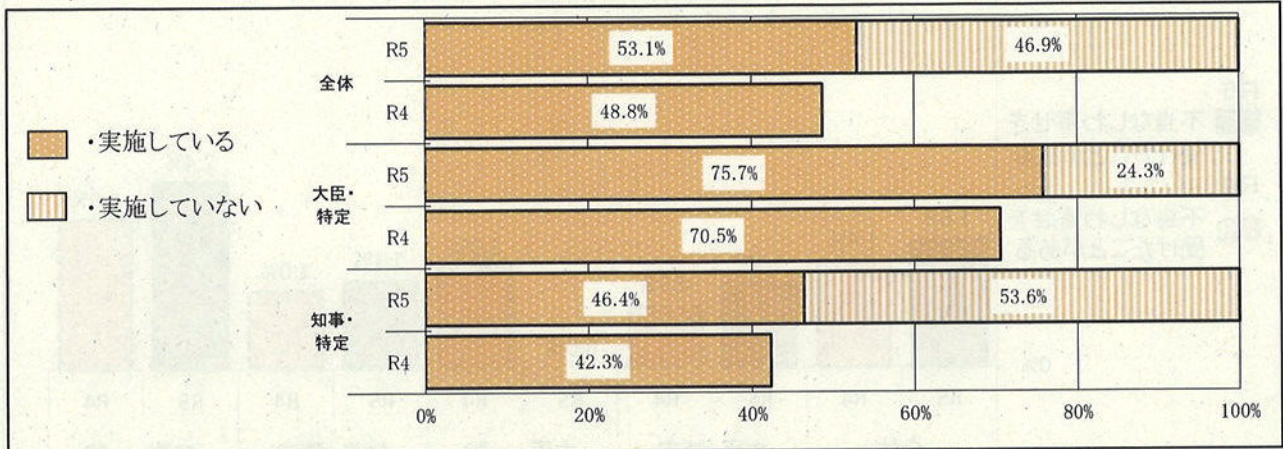
発注者から直接請け負った特定建設業者は、建設工事の施工に関し、下請負人に対して法令遵守に係る指導に努めるものとされています。

下請負人に対して指導を実施している建設業者は全体の **53.1%**(昨年度 **48.8%**)となっており、**約 5 割**の建設業者が実施していないと回答している状況でした。(図-24(a))

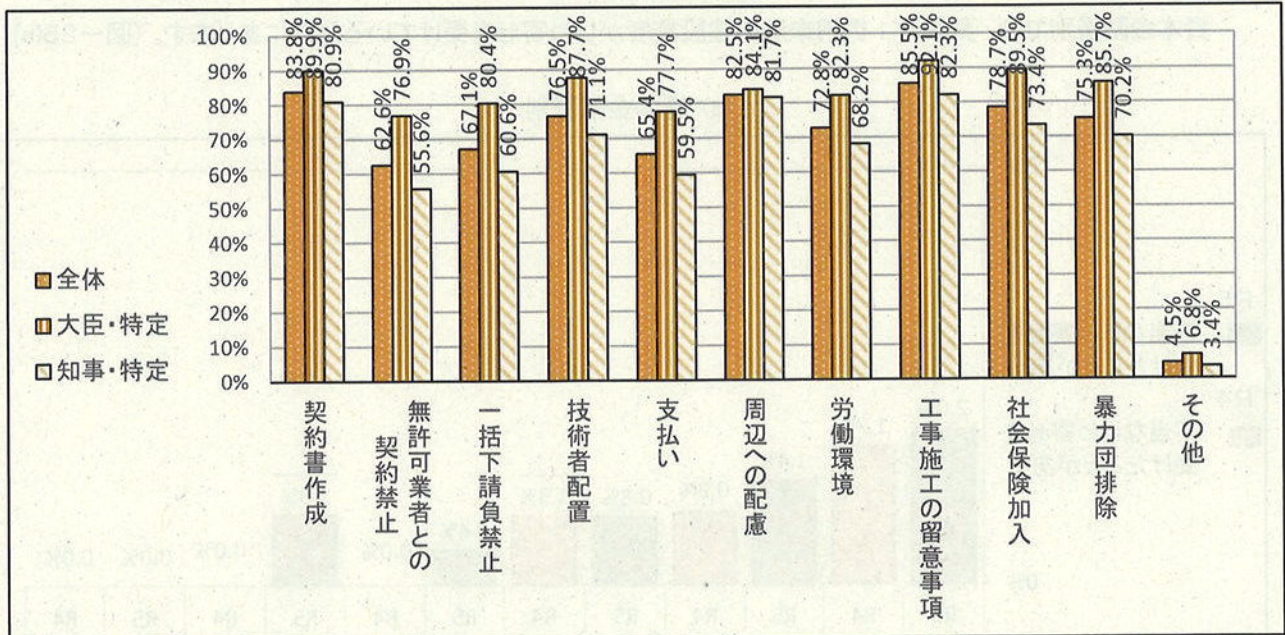
なお、指導内容については多岐に渡って実施されていました。(図-24(b))

図-24 下請負人への指導等について

(a) 指導の実施



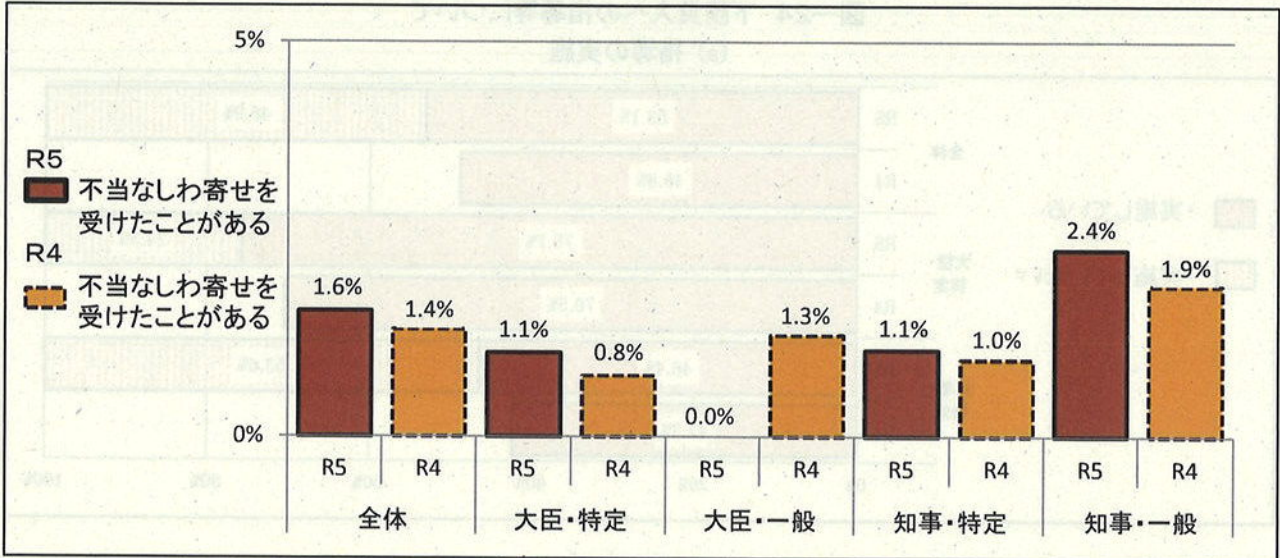
(b) 指導の内容



2.3 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

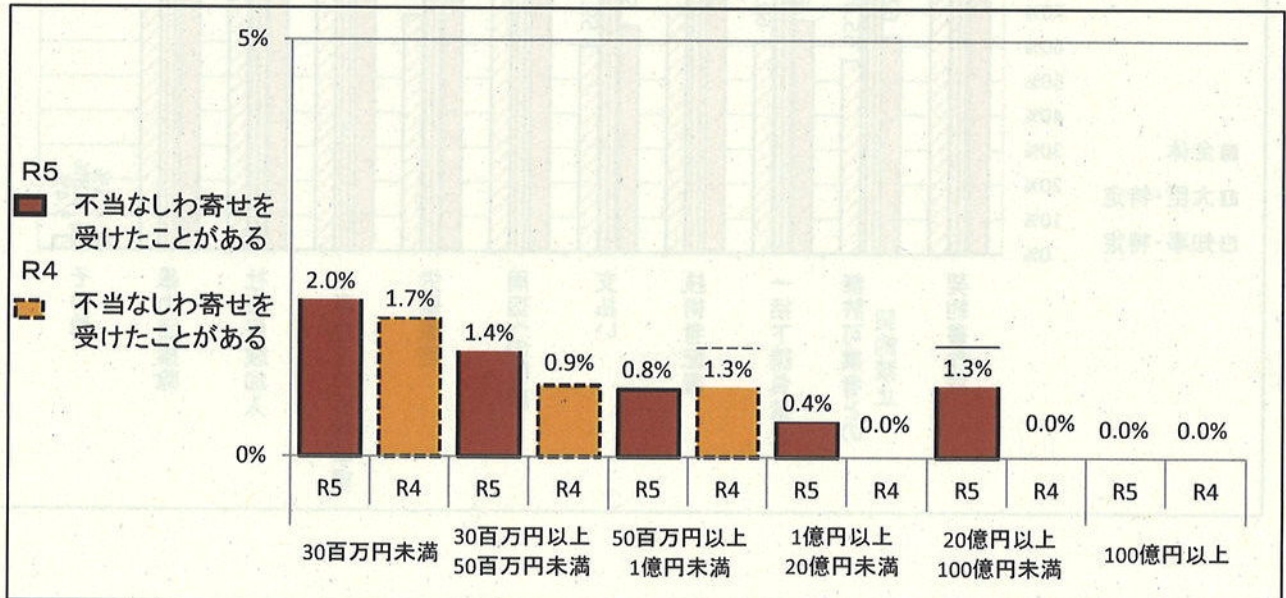
下請負人として建設工事を受注したことがある建設業者 6,301 業者のうち、元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は、100 業者(1.6%：以下「しわ寄せ率」という。)と、昨年度(1.4%)と同様の状況でした。(図-25(a))

図-25 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
(a) 許可区分別



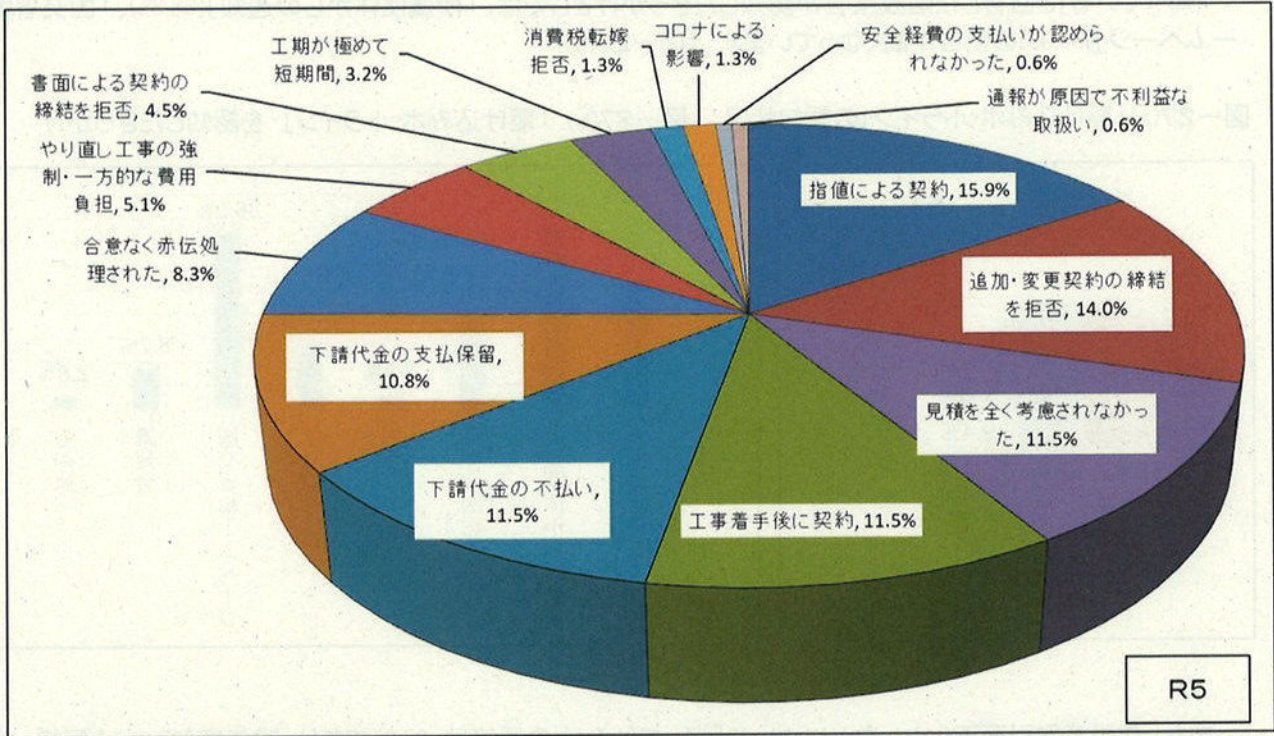
資本金階層別では、資本金 1 億円未満の建設業者がしわ寄せを受けている傾向にあります。(図-25(b))

(b) 資本金階層別



具体的なしわ寄せの内容としては、「指値による契約」(15.9%)、「(資材等価格の高騰などによる)追加・変更契約の締結を拒否」(14.0%)、「見積を全く考慮されなかった」(11.5%)、「工事着手後に契約」(11.5%)、「下請代金の不払い」(11.5%)、「下請代金の支払保留」(10.8%)の割合が高い状況でした。(図-26)

図-26 しわ寄せの内容

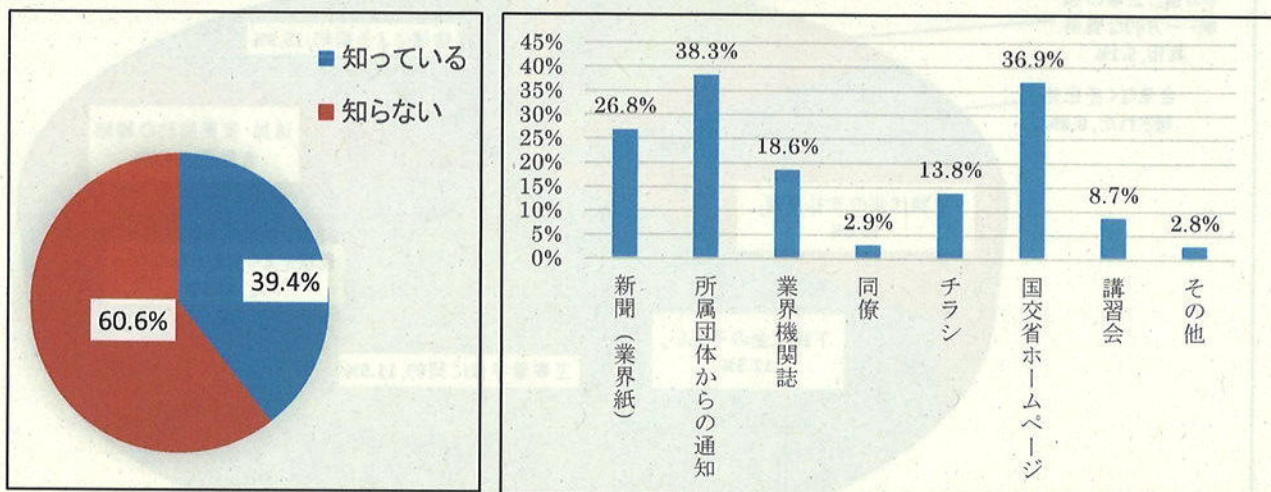


国土交通省では、建設業法違反通報窓口として、「駆け込みホットライン」を開設するとともに、建設工事の請負契約をめぐる元請負人と下請負人のトラブル等に関する相談窓口として、「建設業取引適正化センター」を開設しています。

駆け込みホットラインについて「知っている」との回答は 39.4%であり、昨年度(39.7%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-27(a))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(38.3%)、「国交省ホームページ」(36.9%)の割合が高くなっています。(図-27(b))

図-27(a)「駆け込みホットライン」の認知状況 図-27(b)「駆け込みホットライン」を認知したきっかけ



また、建設業取引適正化センターについて「知っている」との回答は 37.2%であり、昨年度(37.9%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-27(c))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(39.4%)、「国交省ホームページ」(37.0%)の割合が高くなっています。(図-27(d))

図-27(c)「建設業取引適正化センター」の認知状況

図-27(d)「建設業取引適正化センター」を認知したきっかけ

